

情報番号：20100001

テーマ：新しい自己資本規制案を発表したB I S

編著者：中小企業診断士 野口能孝

1. 金融機関への規制強化

世界各国は、世界経済を危機に陥れた米国サブプライムローン問題への反省から、金融機関の規制を強化する方向で議論を重ねてきたが、2009年9月25日に開催されたピッツバーグでのG20の会合に於いて、役員やそれを超える報酬を得ているトレーダーの報酬を制限すること並びに自己資本比率の規制強化を打ち出した。

このうち、役員報酬の規制については、危機が発生した当初は米国政府や議会などで真剣に議論されたが、規制が行われた場合には人材が流失し世界の金融の中心がウォール街から他国に移ってしまうなどという金融機関の強い反対に加え、株式市場の立ち直りに伴い金融機関の業績も回復してきたこともあり、沙汰済みになった感がある。

また、英国や欧州では高額ボーナスの支払いに対しては、支払いを3-5年以内に分割し、期間内に損失が生じた場合には支払いを見直すという議論もなされている。

日本の場合には、金融機関では問題になるほどの高額報酬を得ている役員や従業員はいないが、金融庁は役員報酬を制限する項目を盛った新しい監督指針を策定し2009年12月17日に公表した。

なお、数値基準の例示は見送っている。したがって、ここでは金融機関の自己資本比率の規制強化案について述べたい。

2. 自己資本比率規制の強化について

(1) 規制強化の内容

2009年9月のG20の方針に沿い、バーゼル銀行監督委員会(B I S)は2009年12月24日に、世界規模で展開する大手銀行を対象とした規制案を公表した。

公表された新しい規制案は、従来の自己資本比率の規制(8%)だけでなく、自己資本をTier1 コモン(Tier1のうち普通株と内部留保という狭義の自己資本を指す)、Tier1 (Tier1 コモンに優先株などを加えたもの)、Tier2の3つに分け、Tier1 コモン、Tier1 についても、夫々最低所要比率を決めるというものである。

そして、Tier1 コモンは4%、Tier1は8%以上という観測が流れている。

(2) 従来の規制との相違

規制が強化された点は次のとおり厳しいものである。

- ① 新しく Tier1 コモンという範疇を設け、Tier1 コモンには優先株を含まないことにしたこと。
- ② 従来は自己資本全体から控除していた控除項目を、すべて Tier1 コモンから控除することにした。

現在の自己資本の構成	規制案の自己資本の構成
普通株 普通株転換権付き優先株 内部留保 上記以外の優先株 優先出資証券 (控除項目) △ 自己株式 △ 有価証券評価損 △ 営業権 △ 暖簾代 △ 繰り延べ税金資産(純増)など 劣後債・劣後ローンなど	Tier1 コモン 普通株 内部留保 (控除項目) △ 自己株式 △ 有価証券評価損 △ 営業権 △ 暖簾代 △ 繰り延べ税金資産(純増)など Tier1 優先株 その他の商品 Tier2 劣後債・劣後ローンなど
自己資本 > 8% =	Tier1 コモン Tier1 自己資本(Tier1 コモン+Tier1+Tier2) の3つについて数値規制を設ける

(3) 日本の大手にとって不利な内容

自己資本比率は、自己資本をリスク資産で割ったものを「%」で現したものである。(自己資本÷リスク資産)

これを改善する方法としては、分子の「自己資本を増やす方法」と分母の「リスク資産を減らす方法」がある。

日本の場合には、小泉・竹中ラインの方針で不良債権の査定を厳しく行い銀行の資産内容を改善してきた。

一方、自己資本は、優先株の調達や繰り延べ税金資産などを資本とみなし、8%の基準を満たしてきたという経緯がある。

欧米の銀行は、現在も不良債権は増えており潜在的な不良債権を抱えているとみられているが、公的資金など自己資本の充実に力を注いできたため、自己資本比率の数値は Tier1 コモン比率で 8 - 9% を達成している (之に対

し、日本の大手3行は2－5%)。

このため、今回のB I Sの規制案では、日本の大手銀行は自己資本が基準に満たないことになり、対応を迫られる三菱東京U F Jは2009年12月に1兆円の増資を行い、三井住友も2010年1月、8,000億円の増資を発表した。

早晚、みずほも増資を行うであろう。ただ、日本の大手銀行はいずれも低収益であり、欧米のように証券分野やトレーディングで稼ぐわけではなく、ビジネスモデルは地銀と変わらない。利益が増えなければ配当負担が増えるだけになりかねない。

3. 今後の見通し

B I Sのこの規制案は、2010年12月までに決定され、2012年までに実施される予定であった。

しかし、実施期間について弾力的な運用を望む日本などの要望や、昨年暮に起こったドバイなどの金融不安もあって、「金融市場の安定及び持続的な経済成長との瀬合成を確保する」、さらに「十分に長い」経過措置を設けると明記された。

金融機関の自己資本を増やすという方針は、安全性を確保する意味で、良いことである。

しかし、今回の危機の発端となったサブプライム問題は、資産性の乏しいサブプライムローン証券を証券化し、格付け機関がそれにトリプルAという最高級の格付けを与えたところに原因があり、その際、旧来のB I S規制は全く機能しなかったことも忘れてはならない。

今回B I Sの規制を強化しても、将来、形を変えたリスクが発生する可能性がないわけではない。

要は自身でリスクを見極め、自分の身は自分で守るしかないことを銘記すべきである。